

別表4

施設整備に係る主な区の制度（2、3階の整備に関係する可能性があるもの）

分野	制度等	概要	条件・基準等	本施設全体における計画・方針 (整備計画及び基本設計から抜粋)
環境	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度	国産木材の活用、地球温暖化防止への貢献を促進	床面積1㎡につき0.001㎡を超える量の協定木材等を使用すること (ランク) 1㎡につき0.001㎡…★ 同 0.005㎡…★★ 同 0.010㎡…★★★	建物全体の延床面積5,000㎡以上の公共施設であるため、本制度における★★ランクを満たす国産木材の使用（全体で約93㎡）が求められており、これを満たす計画としています。
防災	地域防災計画	地域防災における区・区民・事業者の責務を規定	(事業者の責務) 1 事業者は、その社会的責任に基づき、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努めること。 2 事業者は、防災住民組織等との連携を図りつつ、地域における自主的な防災対策活動に協力するとともに、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めること。 3 事業者は、災害時において、従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅困難者対策のため、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努めること。	区の防災施設としての想定 【建物全体】 津波避難ビル（3階以上で一時受け入れ対応） 施設全体用防災備蓄倉庫 約70㎡ 【産業振興センター】 区民避難所（地域防災拠点） 区民避難所用防災倉庫 約100㎡ 津波避難ビル用防災倉庫 約30㎡ 【新三田図書館】 帰宅困難者一時受け入れ場所 帰宅困難者用防災倉庫 約100㎡